

第2回

(令和元年6月11日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和元年6月11日（火）午前9時25分から午前10時2分
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 9名
1番委員 田口英一郎・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 西嶋 健一
7番委員 尾方安枝子・8番委員 福本 王雅・9番委員 栗原 和親
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 1) 会期の決定
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 会議書記の指名
 - 4) 議第25号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第26号案 農地法第5条の規定による許可申請について
議第27号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について

- 6 事務局職員
事務局長 山園琢磨、農地係 大村恵美

7 会議の概要

議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、8番・9番委員にお願いします。

議 長 諸事報告がありましたらお願いします。

- 8 番 5月27日から29日まで全国農業委員会長大会に参加してきました。27日は東京文京区の文京シビックホールで、各県国会議員さん出席のもと人と農地対策を通じた地域の再生を目指してをテーマに第1号議案から第4号議案まであり、また、中山間地域における園地流動化をめぐり佐賀県伊万里市の農業委員会会長の発表がありました。私たちと同じような課題がありました。大会後県選出の国会議員さんとの意見交換があり、芦北町から鳥獣害の被害について意見を述べられていました。答えとして農水省だけでなく政府を挙げて取り組む問題であるとのことでした。その後、懇親会があり私も少しだけ錦町の現状について話をしてきました。2日目、茨城県東茨城市の複合型直売所を視察研修してきました。そこは、季節に応じた花の苗や果物、野菜など品物が豊富にとり揃えてありました。午後から茨城町の農業委員会の視察委研修、テーマは個別訪問で遊休農地解消と農地集積の実現ということで話をされました。遊休農地を農業委員で解消し1年後には集積を考えて近くの

耕作者に耕作してもらうとのことでした。3日目農業技術革新工学研究センター施策研修センターを視察研修しました。スマート農業の現状と今後の課題について、これからの担い手が減少する中、スマート農業やロボット化を考えているとのことでした。実演として、トラクター、田植機など無人作業の見学もしてきました。将来、人がロボットを動かすのか、ロボットが人を動かすのかどうなるのかなと思いながら見学させていただきました。

議 長 議事に入ります。議第25号案を審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第25号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号3、4番を最初に議決したいと思います。関係者がおられますので一旦退室をお願いします。

調査番号3番と4番について、7番委員から調査報告をお願いします。

7 番 （調査番号3）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。期間の設定は5年です。賃借人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力2人）。経営面積は、234a、うち田225a、水稻511a畑8a3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：3kmです。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：10アール当たり15千円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター2、コンバイン1、田植機1を所有。8番（取得農地の利用計画）：水稻。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

7 番 （調査番号4）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。期間の設定は5年です。賃借人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力2人）。経営面積は、234a、うち田225a、水稻511a畑8a3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：1kmです。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：1筆30Kgの米5俵。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター2、コンバイン1、田植機1を所有。8番（取得農地の利用計画）：水稻。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号3番、4番について、質問のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号3番について賛成の方の挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

議 長 調査番号4番について賛成の方の挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議 長 調査番号3番と4番、申請どおり許可することといたします。

議 長 調査番号1番について、4番委員から調査報告をお願いします。

4 番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。賃借期間は5年です。賃借人の経営内容について報告します。家族3人(稼働力1人)。経営面積は、161a、田69a、WCS 30a、他主食用水稲。畑91a、畑は果樹園で梨、桃を栽培。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積)：問題なし。2番(通作距離)：500m。3番(小作地)：問題なし。4番(貸付地)：問題なし。5番(取得価格)：30Kg2袋。6番(耕作放棄地)：問題なし。7番(農機具の利用計画)：スピードスプレアー、トラクターほか必要な農機具を所有。8番(取得農地の利用計画)：水稻。9番(周辺地域との関係)：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号2番について、7番委員から調査報告をお願いします。

7 番 (調査番号2) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。賃借期間は5年です。賃借人の経営内容について報告します。家族2人(稼働力2人)。経営面積は、285a、水稻460a。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積)：問題なし。2番(通作距離)：1100m程度。3番(小作地)：問題なし。4番(貸付地)：問題なし。5番(取得価格)：10アール当たり1万円。6番(耕作放棄地)：問題なし。7番(農機具の利用計画)：トラクター、田植え機、コンバイン、動力噴霧機、もみ摺機などを所有。8番(取得農地の利用計画)：水稻。9番(周辺地域との関係)：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

7 番 (調査番号5) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族7人(稼働力2人時々稼働力3人)。経営面積は、123a、田8.8a、水稻8.8a。畑115a。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積)：問題なし。2番(通作距離)：100m程度。3番(小作地)：問題なし。4番(貸付地)：問題なし。5番(取得価格)：25万円。6番(耕作放棄地)：問題なし。7番(農機具の利用計画)：トラクターを所有。8番(取得農地の利用計画)：野菜類。9番(周辺地域との関係)：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号6番について、6番委員から調査報告をお願いします。

6 番 (調査番号6) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族3人(稼働力2人)。経営面積は、215a、田 195a、水稻 120a、麦 40a、飼料作物 35a。畑 20a は野菜等の作付け。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):3km。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):30万円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、コンバイン、トラック2、田植機で農業に必要な機械は一通り所有。8番(取得農地の利用計画):ミシマサイコを栽培予定。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号7番について、8番委員から調査報告をお願いします。

8 番 (調査番号7) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族7人(稼働力3人)従業員1人、忙しい時パート1人。経営面積は、776a、田 650a、水稻、WCS、イタリアンを作付け、畑 126a、牧草の白ひえ。畜産農家で成牛 40 頭、育成牛 7 頭、子牛 21 頭です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):1km。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):0円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、田植機、モア、ロールベアラーなど農業作業に必要な機械は一通り所有。8番(取得農地の利用計画):水稻や牧草を栽培予定。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

8 番 (調査番号8) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族6人(稼働力2人)。経営面積は、82a、田 77.2a、水稻です。畑 4.8a は自家野菜です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):30m。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):10万円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):すべて委託されます。8番(取得農地の利用計画):水稻。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号9番について、2番委員から調査報告します。

事務局 譲渡人の方が6月6日に亡くなられました。譲受人の方も相続者の1人ではありま

すが、他の相続者の方もおられますので譲渡人の方は、亡くなっておられますが審議するということで、審議をお願いします。

議 長 事務局から説明がありました通り亡くなる前に申請書を提出されて、受理されておりますのでそのまま報告します。

2 番 (調査番号9) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族1人(稼働力1人)。経営面積は、137a、田41a、水稻11a、WCS30aを契約、畑96a、お茶19a、そのほか畜産農家との契約をして飼料供給をされています。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):自宅前から2km。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):0円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクターや小さい機械は所有されています。8番(取得農地の利用計画):これまで通り水稻。WCSを栽培予定。9番(周辺地域との関係):お若い方ですのでこれから先は分かりませんが農地を守っていきたいとおっしゃっておられました。地域活動にも協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査報告が終了しましたので、質問のある方は挙手をお願いします。

4 番 5番について、取得価格2筆で25万円でしょうか。

7 番 そうです。2筆で25万円とのことでした。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について申請どおり許可することについて異議のない方の挙手を求めます。

(全委員:挙手)

全員賛成です。

議 長 調査番号2番について申請どおり許可することについて異議のない方の挙手を求めます。

(全委員:挙手)

全員賛成です。

議 長 調査番号5番について申請どおり許可することについて異議のない方の挙手を求めます。

(全委員:挙手)

全員賛成です。

議 長 調査番号6番について申請どおり許可することについて異議のない方の挙手を求めます。

全員賛成です。

議 長 調査番号7番について申請どおり許可することについて異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全委員賛成です。

議 長 調査番号 8 番について申請どおり許可することについて異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議 長 調査番号 9 番について申請どおり許可することについて異議のない方の挙手を求めます。

全員賛成です。

それでは、調査番号 1 番から 9 番について許可することに決定します。

議 長 議第 2 6 号案農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第 2 6 号案農地法第 5 条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号 1 番について、6 番委員から調査報告します。

6 番 (調査番号 1) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5 条調査項目により報告します。1 番(農地区別)：第 1 種農地ですが当該農地が集落に接しておりまして、接した農地を転用して住宅を建設されるということで許可申請に問題はないと考えております。2 番(着工時期)：許可が下り次第着工。3 番(資金調達)：借入金です。5 番(周囲の承諾)：問題なし。6 番(公衆衛生)生活雑排水、汚水に関しましては下水道を利用される。7 番(転用措置)：施工の際は注意して被害防除に努めるということでした。8 番(日照通風の影響)：問題なし。10 番(農振法)：農用地区域外。以上、報告終わります。

議 長 調査番号 2 番を 8 番委員から調査報告をお願いします。

8 番 (調査番号 2) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は太陽光発電です。5 条調査項目により報告します。1 番(農地区別)：第 2 種農地。2 番(着工時期)：許可あり次第です。3 番(資金調達)：自己資金です。5 番(周囲の承諾)：問題なし。6 番(公衆衛生)問題なし。7 番(転用措置)：工事の時、細心の注意を払い実施するとのことです。8 番(日照通風の影響)：問題なし。10 番(農振法)：農用地区域外。以上、報告終わります。

議 長 調査報告が終了しましたので、質問のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号 1 番について申請どおり許可することについて異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議 長 調査番号 2 番について申請どおり許可することについて異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、1番から2番について許可することに決定します。

議 長 議第27号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第27号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について(朗読)
今回は所有権移転2件、利用権設定が3件です。所有権移転につきましては、農業
公社買入れが2件です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

(1～3番適格の報告あり)

(議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明)

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第1
8条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業
を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認め
られること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。

議 長 それでは、議第27号案異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。適格といたします。

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年6月11日

農業委員会会長

8番 農 業 委 員

9番 農 業 委 員